

## 個人情報を含む USB メモリ等の紛失について

当組合において、職員が個人の氏名等の情報の入った USB メモリほかを紛失する事故が発生しました。当該 USB メモリには、ボイラー・タービン主任技術者会\*会員の個人情報を含む名簿が記録されておりました。

主任技術者会様及び会員の皆様に対しては、その事実を既にお知らせし、謝罪したところでございます。

なお、現在まで個人情報を悪用する二次被害に関する情報はありません。

当組合では、個人情報管理の徹底に努めてまいりましたが、このような事故が発生させてしまい、関係各位の皆様には大変なご迷惑をおかけすることとなり深くお詫び申し上げます。

※ 電気事業法に基づく発電用ボイラー、蒸気タービン、ガスタービン及び燃料電池発電所等の工事、維持、運用に係る保安の監督などを行う者で構成する任意団体

### 1 経過

令和元年 7 月 5 日（金）午後、当組合職員間で「関東東北産業保安監督部管内ボイラー・タービン主任技術者会（現会員数 2 5 1 名）」の地区幹事の交代に伴う業務の引継ぎを行っていた際、事故者は、会員情報が記録された USB メモリ、同会の印及びゴム印を受領し、個人のかばんに入れ自宅に持ち帰った。

翌日、出勤した際に USB メモリ等がないことに気付き、帰宅までの経路に含まれる交通機関等及び警察へ遺失物について問合せをしたが、発見には至らなかった。

その後、警察へ遺失物届を提出した。

### 2 USB メモリに記録された個人情報

平成 9 年度から平成 30 年度までの会員の氏名、勤務先名、役職名、勤務先電話番号、勤務先メールアドレス等（個人の住所、メールアドレスの情報はありません）。

### 3 事故の原因

本件に関する個人情報の取扱いについては、当組合個人情報の保護に関する条例第 7 条の規定に基づく、個人情報取扱事務の届出がされていなかった。また、当該職員の個人情報の取扱いに関する認識及び管理が不十分であり、不注意により紛失した。

### 4 今後の対応

再発防止に向けて、個人情報の管理体制を徹底し、全職員を対象とした研修を実施し、意識の向上に全力をあげて取り組む。また、事故者に対しては、詳細を調査した上で、厳正に対処する。